平成２３年（フ）第１３５７号
埼玉県和光市新倉４丁目３番28号　富士荘102
債務者　藤井　輝明
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３５８号
埼玉県和光市新倉４丁目３番28号　富士荘102
債務者　藤井　好子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３７０号
さいたま市北区別所町77番地５　須賀貸屋
債務者　佐藤　和男
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４２３号
埼玉県新座市新塚１丁目２番１―913号
債務者　田中亜紀子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３０号
埼玉県鳩ケ谷市本町３丁目29番11号
債務者　小河　竜二
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４３１号
さいたま市北区吉野町１丁目41番地６　サンライズ岸201号、旧住所さいたま市見沼区東大宮２丁目54番地３　ファミール東大宮Ｃ―202
債務者　林　　一夫
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４４９号
埼玉県川口市大字安行吉岡1585番地の45
債務者　長岡よしえ（旧姓樋口）
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４８８号
埼玉県朝霞市浜崎３丁目11番11号　エントピアハウス203号
債務者　西川　　正
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０２号
埼玉県加須市睦町１丁目５番４号
債務者　今成　昭男
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０４号
埼玉県志木市下宗岡２丁目８番７―207号
債務者　保坂　義範
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１５０８号
埼玉県北本市東間３丁目161番地　グリーンハイツ102
債務者　村上　洋二
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３６８号
埼玉県熊谷市赤城町１丁目66番地
債務者　今泉　　守
1　決定年月日時　平成23年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日までさいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１０２号
三重県志摩市志摩町和具4361番地
債務者　岩城知加子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
熊本県八代市岡町谷川653番地１
債務者　岩崎　弘子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午前11時熊本地方裁判所八代支部

平成２３年（フ）第６４６１号
大阪市阿倍野区帝塚山１丁目17番６号、前住所大阪市西成区太子１丁目６番14号
債務者　戸田　　厚
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月25日午後１時30分大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５６号
熊本県球磨郡山江村大字万江甲799番地
債務者　内布　喜子
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月18日午後３時熊本地方裁判所人吉支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第９３９号
北九州市八幡西区上上津役６丁目11番９号、破産手続開始決定時の住所北九州市八幡西区上上津役６丁目11番30号
破産者　酒田　勝喜
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。福岡地方裁判所小倉支部第１民事部